

社会保険等未加入業者を下請負人とするものの原則禁止について

社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入対策として、行田市建設工事標準請負契約約款を改正し、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1 改正概要

- (1) 行田市発注の建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人とするものを**原則禁止**します。
- (2) 受注者は、社会保険等未加入業者であっても、以下に該当する場合は下請負人として認められます。
- ① 一次下請業者
工事施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合。
ただし、発注者の指定する期間内に社会保険等に加入し、確認書類を提出しなければならない。
 - ② 二次以下の下請業者
工事施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合。
または、発注者の指定する期間内に社会保険等に加入し、確認書類を提出する場合。
- (3) 下請負人が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し、以下の措置を行う場合があります。
- 入札参加停止
 - 工事成績評定の減点
- ※社会保険等への加入が適用除外の者は対象外とします。

2 改正約款

行田市建設工事標準請負契約約款を以下のとおり改正します。

(下請負人の健康保険等加入義務)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 適用時期

平成30年10月1日以後に契約締結をする建設工事から適用します。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当
電話：048-556-1111（内線 213・214）